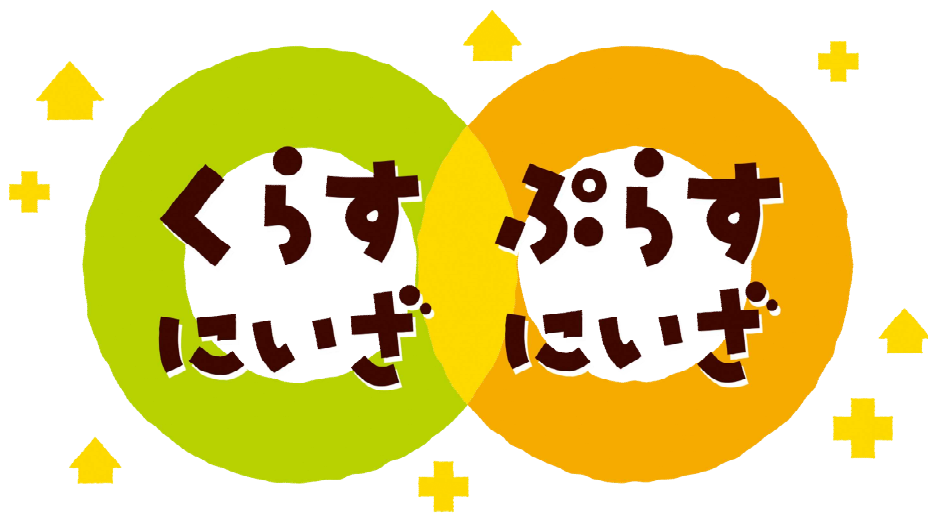


新座市シティプロモーションロゴマーク  
「くらすにいざ∞ぶらすにいざ」  
使用ガイドライン



作成：平成31年4月

新座市シティプロモーション課

このガイドラインは、新座市シティプロモーションロゴマーク「くらすにいざ∞ぷらすにいざ」の適切な使用を目的に作成するものです。

この度、本市では市の魅力を更にPRし、選ばれるまちになるため、「新座市シティプロモーション方針」を策定し、その中で、市内外の皆様と共有できる親しみやすいロゴマーク「くらすにいざ∞ぷらすにいざ」を作成しました。

本市には、快適な暮らしをかなえる全てがあり（くらすにいざ）、次々とうまれるたくさんの魅力があります（ぷらすにいざ）。そんな本市の可能性は無限大「∞」です。

こんな想いを込めたロゴマークとなっています。なお、デザインは、明るい色に、緑を取り入れ、新座の明るく輝く未来、自然が多く残されていることを表現しました。

このガイドラインを御一読いただき、是非ロゴマークを活用して一緒に本市の魅力を発信していきましょう！

## 1 使用に当たっての遵守事項

---

このロゴマークは、本市の魅力を多くの方に知っていただくために作成したものです。そのため、下記の(1)から(7)までに該当する場合を除き、市に限らず、市民、事業者等、原則として誰でも自由に使用することができます。

※ ただし、使用に当たり、申請し、承認を受けなければならない場合があります（次頁参照）。

- (1) 本市の信用、品位やイメージを傷つけるおそれがある場合
- (2) 自己の商標や意匠とするなど独占的に使用する場合
- (3) 法令や公序良俗に反する場合
- (4) 政治、宗教及び思想等に関する活動での使用、また、特定の個人、団体及び民族等への中傷や攻撃を助長する、第三者の利益を害するおそれのある場合
- (5) 青少年の健全育成にとって有害な目的に利用されるおそれがある場合
- (6) ロゴの変形を行う場合又は立体物でその表現がロゴの立体物と認められない場合
- (7) その他、市長が適切でないとした場合

## 2 使用手続

---

ロゴマーク「くらすにいざ∞ぷらすにいざ」は、多くの方に御使用いただくことを想定しています。このガイドラインの遵守事項をお守りいただければ、どなたでも自由に使用できます。特別な手続は不要です。

ただし、販売する商品にロゴマークを使用する等、営利を目的とした場合、すなわち、金銭の収受が発生する場合は、必ず事前申請が必要となります。

なお、町内会・企業等がPRのためのチラシやうちわ等に使用する場合、新聞・雑誌で新座市シティプロモーション方針の記事を掲載する場合、TV番組等で新座市シティプロモーション方針について報道する場合などは、申請不要です。

申請不要な例① 企業の営業車にロゴマークをプリントする。

② 企業のセールスチラシにロゴマークをプリントする。

③ 町内会等でお揃いのポロシャツにロゴマークをプリントする。

申請する場合は、所定の様式（新座市シティプロモーションロゴマーク使用許可申請書）に必要事項を記載、押印の上、シティプロモーション課に提出してください。申請書には、企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）の添付が必要です。

申請があったときは、その内容を審査の上、ロゴマークの使用の可否を決定し、新座市シティプロモーションロゴマーク使用許可書により、その旨を申請者に通知します。

## 3 完成物件の提出

---

使用申請したものについては、申請のとおり適切に使用されているかを確認するため、完成物件を提出していただく必要があります。

ただし、その大きさや性質によって、実物の提出が困難な場合は、写真による提出に代えられます。

## 4 使用条件

---

ロゴマークに込めた想いを正確に伝えるために、使用申請の要・不要にかかわらず、下記の(1)から(9)までの使用条件を遵守してください。

(1) 新座市がホームページで提供する画像データを使用してください。

- (2) 本ガイドライン4ページ・5ページのロゴマーク「くらすにいざ∞ぷらすにいざ」デザイン構成とカラー・モノクロ表示及び使用禁止例ルールにのっとり使用してください。
- (3) 申請が必要な場合、申請した使用内容を逸脱しないでください。
- (4) 使用料は無料です。
- (5) 原則として使用期限はありません。
- (6) 目的と異なる使用や遵守事項に反した利用をしたときは、使用者に対して改善を求めることとし、改善指示に応じない場合は、使用許可を取り消します。
- (7) キャッチコピー及びロゴマークの使用によって生じる問題、トラブル等について、本市は一切関知しません。
- (8) ロゴマークを使用した制作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者本人の責任で必要な処理を行ってください。
- (9) このガイドラインや遵守事項の内容は、予告なく変更することがあります。

## 5 権利の帰属

---

ロゴマークの一切の権利は、新座市に帰属します。

## 6 問合せ先・申請書（営利目的）の提出先

---

新座市役所総合政策部シティプロモーション課魅力創造係

〒352-8623 埼玉県新座市野火止1-1-1

電話 048-424-4686（直通）

FAX 048-479-2226

E-mail zoukirin@city.niiza.lg.jp

新座市シティプロモーションロゴマーク「くらすにいざ∞ぷらすにいざ」

デザイン構成とカラー・モノクロ表示

カラー



C: 0 %  
M: 70 %  
Y: 100 %  
K: 90 %



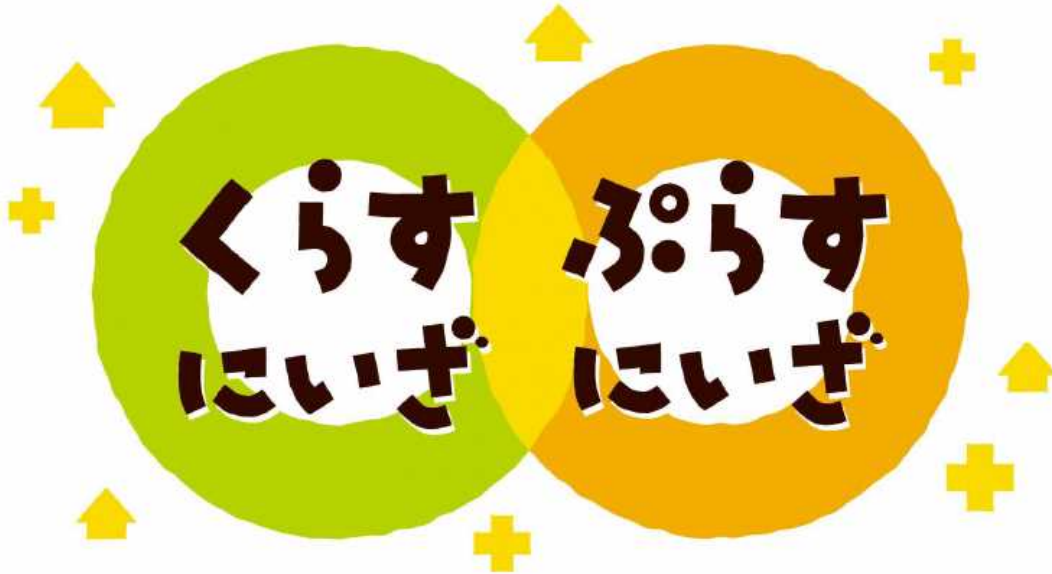
C: 35 %  
M: 0 %  
Y: 100 %  
K: 0 %



C: 0 %  
M: 40 %  
Y: 100 %  
K: 0 %



C: 0 %  
M: 15 %  
Y: 100 %  
K: 0 %



モノクロ



K: 100%



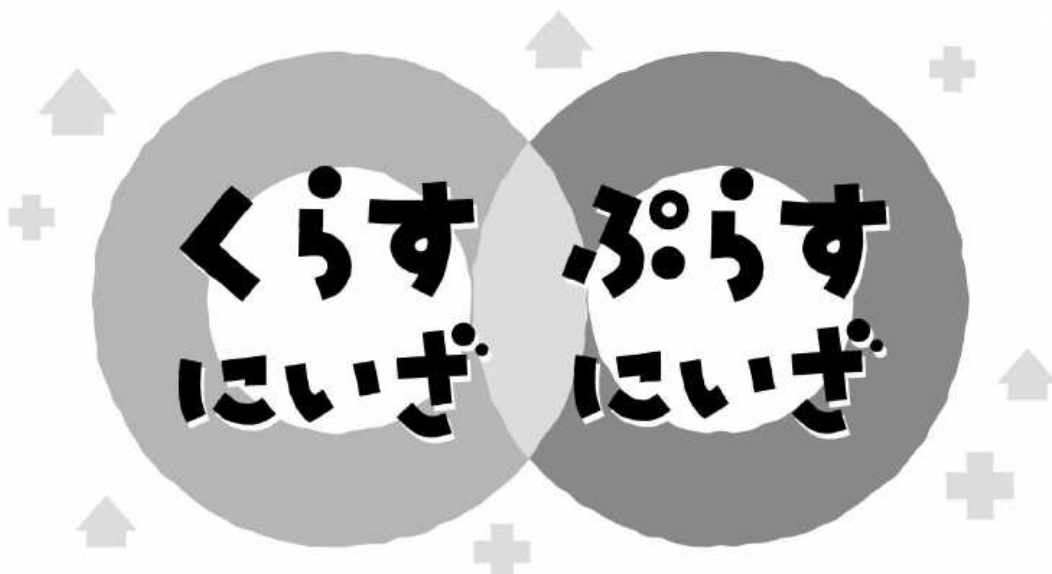
K: 40%



K: 60%



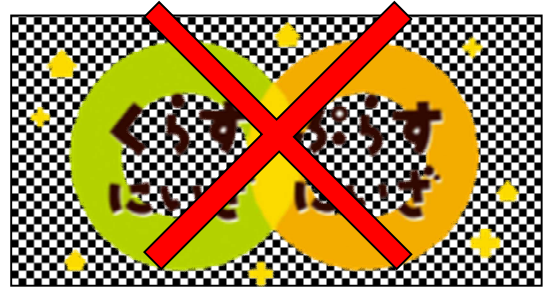
K: 20%



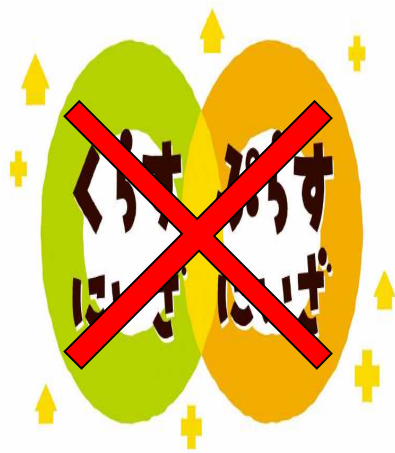
## 使用禁止ルール



グラデーションや規定カラー以外での使用



他のデザイン要素を干渉させたり、  
円内に白地を敷かない状態での使用



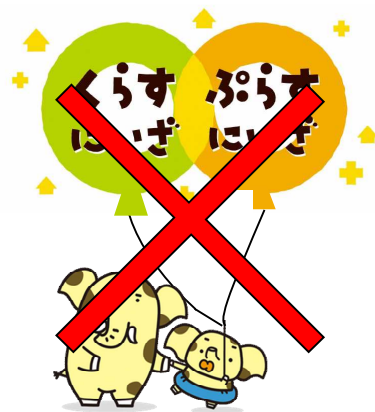
一部または全体を変形しての使用



他のデザイン要素を重ねての使用



一部の大きさを変更しての使用



他のデザイン要素に組み込んでの使用

※ 訴求イメージの統一を図るため、上記禁止例以外でも、統一イメージを損なう使用はしないでください。